

私たちが浦白の誇らしき特産品や風景が数多くあります。浦白の誇らしき特産品や風景が数多くあります。浦白の誇らしき特産品や風景が数多くあります。浦白の誇らしき特産品や風景が数多くあります。



清水 祖代子 さん

「農家の嫁」を
楽しい仕事にしたい

工夫したら嫌でも楽しくなる

砂川の農家の家に育ちました。農業は好きじゃなかったのですが、高校生のときに、父から家のいちごを高校の先生に売ってこいと言われました。今では考えられないおらかな時代でした。私は父に「試食品に1パックちょうだい」と言ったら、余分にもらったいちごをオマケにして量を増やしたんです。そしたらたくさん売れたんです。「自分で工夫したら嫌なものも好きになれるかも」と思った体験でした。その後、浦白で農家をやっている夫と結婚して、農家の嫁になりました。最初は仕事でわからないことばかり。作業工程が多いのに年に1回しかやらないことが多いから、仕事がなかなか覚えられない。だから毎日ノートをつ

け始めました。記録を取ると分かることが増えてきます。「まずは自分でできることを増やさない」と思いノートを書きながら、農業の腕を磨いていきました。

鼻歌を口ずさむ仕事を
自分でつくる

チャンスが来たのは9年くらい前のこと。町で野菜の乾燥機が導入されたときです。農協のイベントで新しい機械を使った乾燥野菜セットを出すことにしました。結構売れてみんな喜んでくれました。もっと作りたいなと思っていたら、義母から畑を分けてもらいました。おかげで自分が作りたい野菜を育てられるようになって。これは本当に嬉しかったね。今でも自分の畑に行くときはどんなに疲れていても鼻歌まじりです。

農家の嫁というのは元々の進め方や考えを尊重しなくてはならない場面がたくさんあるでしょう。でも自分が楽しくするにはどうしたらいいか、やってみたいことがあれば言葉に出してみるといいと思う。

自分が作ったものを食べてくれた人の「美味しかった」という言葉を直接聞ける。自分で好きに使えるお金にもなる。せっかく農業やってるなら、農家の嫁みんなが楽しみながらやってほしい。そこから「乾菜(かんな)」というグループを作って、仲間と一緒に乾燥野菜を作り続けています。

自分で選べば、
やりがい湧いてくる

嫌々やるのが好きじゃないんです。どうやったら楽しくできるか考えるようにしています。私はおせっかいだから、色々と言っちゃう性分。若い人にも楽しく農業するきっかけを提供したいなと思って、この苗植えてもらんとか言っちゃいます。

私が良いと思ったことはあれこれ言いますけど、もちろん価値観は人それぞれだから、どう行動するかは自分で決めてもらえばいいんです。自分の意思で選んだものなら大変な作業だってやりがい湧いてくるでしょう。そのためには、チャンスが降ってきたときにそれをつかめるように、日ごろから自分のできることを増やしておかないといけないと思っています。

大変なことも多いですが、それでも楽しく過ごせるのは浦白の人たちがいい人ばかりだから。「そよちゃんの野菜美味しかったよ」と言ってもらえると、嬉しくなって頑張っちゃおうと思えます。

これから高齢化で田んぼを維持できない人たちが増えていく。そうすると誰かがその田を継がなければならぬし、すごく大変になる怖さも感じます。だからこそ、楽しむ気持ちが大切。そうしたらもっとよいアイデアも出てきますよ。

清水 祖代子 (しみず そよこ) さん ● 1978年生まれ。砂川市出身。浦白町の女性農業者たちによる食品加工事業グループ「乾菜」(かんな)の代表。冬の間は仲間と飲んで笑って、がモットーだが実は下戸。平成時代に青春を過ごしカラオケの十八番は浜崎あゆみ。

戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

令和7年5月26日施行の戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されることとなります。

5月26日以降、本籍地の市区町村から、戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名が郵送で通知されます。通知の時期は市区町村によって異なります。本籍地が浦臼町の方へは8月下旬頃に通知書を発送する予定です。

○戸籍に氏名の振り仮名が記載されるまでの流れ

①通知書が届いたら内容を確認。

②通知の振り仮名が正しければ届出は不要です。

誤っている場合は届出が必要です。届出は住民課窓口や郵送で届出するほか、マイナポータルからオンラインで届出することができます。

③令和8年5月25日までに届出がなかった場合、通知した氏名の振り仮名が戸籍に記載されます。

○届出には手数料はかかりません。また、届出をしなくても罰則はありません。

振り仮名制度について、詳しくは法務省ホームページをご覧ください。



(法務省)

お問い合わせ：住民課住民係：0125-68-2112

振り仮名コールセンター：0570-05-0310

戦没者等のご遺族の皆さまへ 第十二回特別弔慰金の請求受付が始まりました

1 特別弔慰金の趣旨

特別弔慰金は、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

2 支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

(1) 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

(2) 戦没者の子

(3) 戦没者等の ①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

(4) 上記(1)から(3)以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き、1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

3 支給内容

額面27.5万円、5年償還の記名国債

4 請求期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日

請求期間を過ぎると第十二回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

お問い合わせ 住民課住民係 電話：0125-68-2112